

「小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの里 多賀」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(日立市指定 第 0890200413 号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆目次◆◇

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 事業者 | 1 |
| 2. ご利用事業所 | 2 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | 2 |
| 4. 職員の配置状況 | 3 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4 |
| 6. 小規模多機能型居宅介護計画について | 8 |
| 7. 運営推進会議について | 8 |
| 8. サービス評価の実施について | 9 |
| 9. 協力医療機関、バックアップ事業所 | 9 |
| 10. 身体拘束について | 9 |
| 11. 苦情の受付について | 10 |
| 12. 非常火災時の対応について | 10 |
| 13. サービス利用にあたっての留意事項 | 10 |

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | コンテック株式会社 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県日立市多賀町2丁目10番7号 |
| (3) 電話番号 | 0294-36-3405 |
| FAX | 0294-29-6120 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 岡部 英明 |
| (5) 設立年月 | 昭和60年 6月27日 |

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所・令和2年 3月30日指定
日立市指定 第0890200413号
- (2) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの里多賀
- (3) 事業所の所在地 茨城県日立市金沢町4-20-13
- (4) 電話番号 0294-59-3231
FAX 0294-36-1557
- (5) 事業責任者 管理者 南條 美栄子
- (6) 開設年月 2020年3月30日
- (7) 登録定員 29人(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員 7人)
- (8) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従いご利用者が
自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的とし
て、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービス
を提供します。
- (9) 当事業所の運営方針 ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を
継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参
加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれてい
る環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わ
せることにより、地域での暮らしを支援します。

(10) 事業所の概要

| | | |
|-----|---------|---------|
| 敷地 | | 944.16㎡ |
| 建物 | 構造 | 木造1階建て |
| | 延床面積 | 233.52㎡ |
| 宿泊室 | 個室 | 7室 |
| | 面積(1部屋) | 8.28㎡ |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 多賀南地区(金沢町、東金沢町、台原町、大沼町、東大沼町、み
かの原町、森山町、水木町)、城南町、会瀬町、成沢町、東成沢
町、中成沢町、西成沢町、鮎川町、国分町、諏訪町、末広町、桜
川町、中丸町、多賀町、東多賀町、大久保町、千石町、塙山町、
河原子町、大みか町、石名坂町
※ 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用
できません。
- (2) 営業日 年中無休
- (3) 営業時間 通いサービス 月～日曜日 8時～17時
訪問サービス 随時
宿泊サービス 月～日曜日 17時～ 8時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種 | 常勤換算 | 指定基準 |
|----------|-------|------|
| 管理者 | 1名 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 | 1名 |
| 介護職 | 7名以上 | 7名 |
| 夜勤者及び宿直者 | 各1名以上 | 各1名 |
| 看護職員 | 1名以上 | 1名 |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における 常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、

1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります

〈主な職種の勤務体制〉

| 職 種 | 主 な 勤 務 体 制 | |
|---------|-------------|------------|
| 管理者 | 勤務時間 | 8：00～17：00 |
| 介護支援専門員 | 勤務時間 | 8：00～17：00 |
| 介護職員 | 主な勤務時間 | 8：00～17：00 |
| 夜勤者 | 夜間の勤務時間 | 16：00～7：00 |
| 看護職員 | 勤務時間 | 8：00～17：00 |

その他、契約者の状況に応じた勤務時間を設定します

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、通常は利用料金の9割(通常1割が自己負担)が介護保険から給付されます(自己負担の割合は介護保険負担割合証によります)。

各サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

| | | |
|--------|--|---|
| 通いサービス | 食事 | 食事の提供及び食事の介助をします。 食事のサービスの利用は任意です。 |
| | 排泄 | 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 |
| | 入浴 | 入浴又は清拭を行います。 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。 |
| | 機能訓練 | 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 |
| | 健康チェック | 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。 |
| | 送迎 | 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。 |
| 訪問サービス | <p>利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。</p> <p>訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。</p> <p>訪問サービスの提供に当たって、次の該当する行為はいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為 ・ ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受 ・ 飲酒およびご利用者もしくはその家族等の合意なしに行う喫煙 | |
| 宿泊サービス | 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 | |

＜短期利用居宅介護＞

事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供します。

- ① 短期利用居宅介護は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとします。
- ② 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- ③ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

- ① 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用額

利用料金は、1ヶ月の包括費用（月定額）です。

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（2024年4月1日現在）

| 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用額（1単位 10.55円） | | | |
|--|----------|----------|---------------|
| 認定区分 | 利用単位数 | | 利用料金 |
| 要介護1 | (1ヶ月あたり) | 10,458単位 | 利用者の負担割合に応じた額 |
| 要介護2 | (1ヶ月あたり) | 15,370単位 | |
| 要介護3 | (1ヶ月あたり) | 22,359単位 | |
| 要介護4 | (1ヶ月あたり) | 24,677単位 | |
| 要介護5 | (1ヶ月あたり) | 27,209単位 | |

- ※ 月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、多かった場合どちらでも、日割りでの割引または増額はしません。入院中であっても同様とします。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」とは、利用者と当事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を指し、「登録終了日」とは、利用者と当事業者の利用契約を終了した日を指します。
- ※ 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 利用者に提供する食事および宿泊にかかる費用は別途いただきます。（次項（2）参照）
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

② 短期利用居宅介護費（1日あたり）

（2024年4月1日現在）

| 短期利用居宅介護費（1単位 10.55円） | | | |
|-----------------------|---------|-------|---------------|
| 認定区分 | 利用単位数 | | 利用料金 |
| 要介護1 | （1日あたり） | 572単位 | 利用者の負担割合に応じた額 |
| 要介護2 | （1日あたり） | 640単位 | |
| 要介護3 | （1日あたり） | 709単位 | |
| 要介護4 | （1日あたり） | 777単位 | |
| 要介護5 | （1日あたり） | 843単位 | |

③ 各種加算

施設の運営状況及びご利用者様の状況に応じた加算料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。

（2024年4月1日現在）

| 各種加算（1単位 10.55円） | | | |
|---|----------|---------------|---------------|
| 認定区分 | 利用単位数 | | 利用料金 |
| 初期加算（登録日《利用開始日》）から30日間 （小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間。また、30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様） | （1日あたり） | 30単位 | 利用者の負担割合に応じた額 |
| 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ （個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行ったり、地域における活動への参加の機会を確保した場合） | （1ヶ月あたり） | 1,200単位 | |
| 看護職員配置加算Ⅲ （看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合） | （1ヶ月あたり） | 480単位 | |
| 認知症加算Ⅲ （認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方） | （1ヶ月あたり） | 760単位 | |
| 認知症加算Ⅳ （要介護2・認知症日常生活自立度Ⅱの方） | （1ヶ月あたり） | 460単位 | |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （従業者の総数のうち、介護福祉士が40%以上占めている場合、常勤職員が60%以上占めている場合、又は勤続年数7年以上の者が30%以上占めている場合） | （1ヶ月あたり） | 350単位 | |
| （短期利用）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | （1日あたり） | 12単位 | |
| 訪問体制強化加算 | （1ヶ月あたり） | 1,000単位 | |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ （厚生労働省の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施していると市区町村へ届けている場合） | （1ヶ月あたり） | 利用単位数合計の14.6% | |

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条、第 6 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

| | |
|----------------------------|---|
| 食事の提供 (食事代) | ご利用者に提供する食事に要する費用です。 朝食：340 円 昼食：480 円 夕食：480 円 |
| 宿泊に要する費用 | ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。 料金 (1 泊)：部屋代：2,000 円 |
| 事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費及び交通費 | 1 キロメートル当たり 100 円 |
| おむつ代 | おむつ 1 枚 150 円 尿とりパッド 1 枚 50 円 |
| レクリエーション、クラブ活動 | ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。 |
| 複写物の交付 | ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、実費をご負担いただきます。 |
| 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 |

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 27 日までに次の銀行口座にお支払いをお願いいたします。また、ご希望により口座引落し (毎月 27 日) も出来ます。

なお、口座引落し手数料、振込手数料はご利用者の負担となります。

振込先 常陽銀行 多賀支店 普通口座 1 5 9 5 1 9 0

名義人 コンテック株式会社 代表取締役 岡部 英明

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービス利用回数等を変更させた場合も1ヶ月の利用料は変更されません。但し、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|-----------------------|-----|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 実 費 |

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示のうえ協議するものとします。

6. 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

7. 運営推進会議について

当事業者では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置します。

《運営推進会議》

構成 : 利用者代表 利用者家族代表 地域住民代表
市職員 地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催 : 2ヶ月に1回開催

会議録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. サービス評価の実施について

厚生労働省の示す運営基準の中で「事務所は提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。

当事業所では、下記の通り『小規模多機能型のサービス評価』を毎年度1回実施し、評価結果の開示を行います。

《サービス評価》

- 構成 : スタッフが自らの取り組みを振り返る「自己評価」と、自己評価を第三者が出席する運営推進会議で報告し検討し、また地域からの意見を募る「外部評価」の2つから構成されます。
- 実施 : 毎年度1回（自己評価・外部評価を行い、サービス評価総括表を作成し市介護保険課へ提出）
- 開示 : 当事業所玄関に設置し常時閲覧可能とする

9. 協力医療機関、バックアップ事業所

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

| 《協力医療機関・施設》 | | |
|-------------|------|-----------------|
| 医療法人社団いばらき会 | 所在地 | 日立市久慈町2-6-37 |
| いばらき診療所ひたち | 電話番号 | 0294-54-3311 |
| 小島歯科医院 | 所在地 | 茨城県日立市宮田町3-10-4 |
| | 電話番号 | 0294-21-1698 |

10. 身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たって利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わないものとします。

11. 虐待防止のための措置

当事業所では、虐待の発生や再発を防止するため、以下の措置を実施します。

- 1 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的に開催すること、及びその結果を担当する職員へ周知徹底すること
- 2 虐待を防止するための指針の整備
- 3 担当の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

1 2. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 南條 美栄子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|----------------|------|--------------|
| 日立市介護保険課 | 所在地 | 日立市助川町1-1-1 |
| | 電話番号 | 0294-22-3111 |
| 茨城県国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 水戸市笠原町978-26 |
| | 電話番号 | 029-301-1565 |

1 3. 非常火災時の対応について

当事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- ※ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ※ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
- ※ 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ※ 所持品について、通常の配慮、注意はいたしますが、私物につきましては管理責任を負いかねます。貴重品の持込はご遠慮ください。
- ※ 事業所内での他のご利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- ※ 事業所内へのペットの持込はご遠慮願います。
- ※ 事業所内の喫煙は原則できませんが、喫煙する方は職員に申し出てください。

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定小規模多機能型居宅介護事業所 まごころの里 多賀

住 所 日立市多賀町2丁目10番7号

事業者名 コンテック株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡部 英明



説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏 名

代筆者

氏 名

(続柄

)

この重要事項説明書は、厚生省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。